

保育料が決定しました

問 福祉課 とも係 ☎75-6118

平成31年度の認定こども園、および幼稚園・保育園の保育料が決定しました。(平成30年度の保育料からの変更はありません) 保育料は、世帯員の市民税の課税額に応じて各階層に分けられています。(4月〜8月は前年度の市民税、9月〜翌年3月は当年の市民税に基づき算定) ひとり親世帯等には、在宅障害者のいる世帯を含みます。

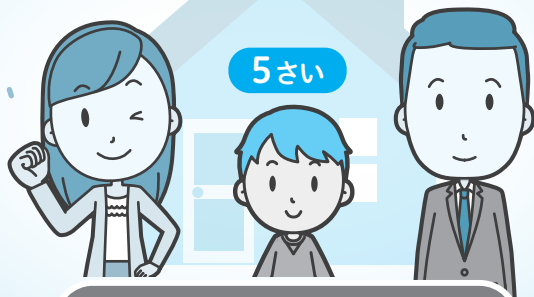
○教育認定の場合、小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
ただし、2階層はきょうだいの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降は0円とし、3階層はきょうだいの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
○ひとり親世帯などの場合、3階層はきょうだいの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降は0円。

例1

認定こども園、幼稚園

教育認定(1号)の保育料/一般・ひとり親世帯等共通

例: 市民税 77,101円以上~137,001円未満の場合



17,500円/月

例2

保育所(園)、認定こども園

保育認定(2号・3号)の保育料/一般世帯(標準時間)

例: 市民税 110,000円以上~130,000円未満の場合



45,000円/月

4さい...28,000円

2さい...17,000円 (2人目は半額)

○保育認定の場合、就学前の範囲で、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。ただし、2階層はきょうだいの年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目以降は0円とし、3階層から4-1階層の一部(市民税57,700円未満)はきょうだいの年齢に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。

例3

保育所(園)、認定こども園

保育認定(2号・3号)の保育料/ひとり親(標準時間)

例: 市民税 48,600円以上~77,101円未満の場合



9,000円/月

○保育認定の場合、就学前の範囲で、保育所等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
○ひとり親世帯等の保育認定では、3-10階層から4-10階層は、きょうだいの年齢にかかわらず最年長の子どもから順に2人目以降0円。

保育料金表は市ホームページにくわしく掲載しています



←こちらのQRコードをスキャンしてください